8　カメルーン共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びカメルーン共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　カメルーン共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずるいかなる事項についても相互に協議する。

本官は、更に、この書簡及び前記の了解をカメルーン共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

○財務省告示第百四十四号

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十四条の二第一項の規定に基づき、平成二十七年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件（平成二十七年三月財務省告示第九十七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月九日から適用する。

平成二十七年四月十日

財務大臣　麻生　太郎

別表を次のように改める。

別　表

1　一般会計

(1)　歳出予算（繰越経費を含む。）

所管	組織	項
内閣府	内閣本府	地域再生推進費
		沖縄振興交付金事業推進費
		沖縄北部連携促進特別振興事業費のうち
		沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金
		沖縄教育振興事業費
		沖縄開発事業費
		沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費
		沖縄空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入
		航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入
		情報通信技術高度利活用推進費のうち
		地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金
		電波利用料財源電波監視等実施費のうち
		無線システム普及支援事業費等補助金
	総務本省	消防庁	消防防災体制等整備費のうち
			消防防災施設整備費補助金
	外務本省	経済協力費のうち
		政府開発援助経済開発等援助費
	文部科学本省	初等中等教育等振興費のうち
		認定こども園施設整備交付金
		私立学校振興費のうち
		私立大学等経常費補助金
		私立高等学校等経常費助成費補助金
		私立学校施設整備費補助金
		国立大学法人施設整備費
		公立文教施設整備費のうち
		公立学校施設整備費負担金
		学校施設環境改善交付金
	文化庁	文化財保存事業費のうち
		国宝重要文化財等保存整備費補助金
		史跡等購入費補助金
	厚生労働本省	医療提供体制基盤整備費のうち
		医療施設等施設整備費補助金
		医療介護提供体制改革推進交付金
		医療提供体制施設整備交付金
		保健衛生施設整備費
		水道施設整備費
		生活基盤施設耐震化等対策費
		保育対策費のうち
		保育所等整備交付金
		児童福祉施設整備費
		障害保健福祉費のうち
		心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金
		社会福祉施設整備費
		介護保険制度運営推進費のうち
		医療介護提供体制改革推進交付金
		地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
		水道施設災害復旧事業費
		国立ハンセン病療養所施設費のうち
		施設整備費
		国立ハンセン病療養所